

## 豊川市老朽空家等解体費補助金のご案内

豊川市では、良好な生活環境の確保や土地の有効活用の促進等を図るため、老朽化した空き家や危険な空き家の解体工事費用の一部を助成する「老朽空家解体費補助」、「倒壊危険空家解体費補助」の2種類の補助制度を開始しました。

受付期間：平成30年4月2日から平成30年12月28日まで  
※ただし、予算の上限に達し次第終了します。

### ○補助の対象となる空き家（次のいずれの要件も満たす物件）

- ①豊川市内にある1年以上住居として使用されていない戸建て又は長屋の住宅で、居住の用途に供する部分が延床面積の2分の1以上あるもの（ただし、長屋の場合は全戸の所有者に同意を得ているもの）
- ②個人が所有するもの
- ③所有権以外の権利が設定されていないもの
- ④【老朽空家解体費補助の場合】  
昭和56年5月31日以前に建築された住宅で、豊川市老朽空家等解体費補助金交付要綱に基づき老朽空家と判定されたもの
- 【倒壊危険空家解体費補助の場合】  
豊川市老朽空家等解体費補助金交付要綱に基づき倒壊危険空家と判定されたもの

### ○補助の対象者（次のいずれにも該当する方）

- ①空き家の所有者であること（共有の場合は全員の同意を得ていること）
- ②市税等を滞納していないこと
- ③暴力団員でないこと



### ○補助の対象となる工事

- ①対象となる空き家の全部を解体する工事
- ②建設業法に基づく建設業の許可（土木工事業、建築工事業または解体工事業）又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく解体工事業者の登録を受けた事業者が行う工事

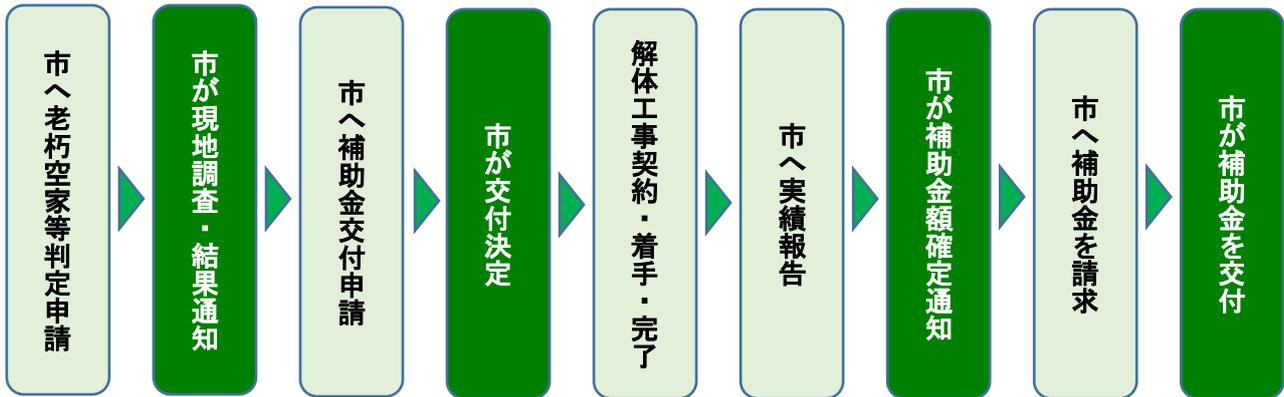
### ○補助金の額

- ①補助率……補助対象工事に要する経費の3分の2（千円未満切り捨て）
- ②補助限度額……【老朽空家解体費補助の場合】 20万円  
【倒壊危険空家解体費補助の場合】 30万円

### ○助成件数

平成30年度は、  
【老朽空家解体費補助】15件、【倒壊危険空家解体費補助】5件を予定しております。

## 申請手続きの流れ



### 判定申請に必要な書類

#### 老朽空家等判定申請書（様式第1号）

添付書類：空き家の位置図（付近の見取図）、空き家の外観写真（複数方向から撮影されたもので、正面玄関を含むもの）

### 補助金の交付申請に必要な書類

#### 豊川市老朽空家等解体費補助金交付申請書（様式第3号）

添付書類：補助事業実施計画書（様式第3-1号）、空き家の登記事項証明書又は所有者を確認できる書類、工事見積書の写し（解体業者の記名、押印のあるもの）

### 実績報告に必要な書類

#### 豊川市老朽空家等解体費補助金実績報告書（様式第9号）

添付書類：豊川市老朽空家等解体費補助金決算書（様式第9-1号）、領収書の写し、工事写真（着手前、工事中及び完了時が確認できるもので、解体後の敷地が見渡せるもの）、産業廃棄物管理票〈マニフェスト〉A票の写し（票の交付年月日が補助金の交付年月日以降であること、事業場の所在地等が補助対象物件所在地と同一であること、排出事業者は契約業者名となっていること）

### 留意事項

- ①交付申請前に解体業者と契約していたり、工事に着手している場合は補助対象となりません。
- ②他の制度による補助や公共事業による補償の対象となっている場合は補助対象となりません。
- ③同一所有者による、複数の交付申請はできません。
- ④建設リサイクル法に関する届出を工事着手日の7日前までに行ってください。（床面積の合計が80㎡以上の解体工事の場合に該当します。）
- ⑤工事完了日から30日を経過した日又は交付申請年度の2月末のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。